**消費生活への理解を深めましょう**

**大崎市消費生活センター　21-7321**

わたしたちは消費者として、生活のあらゆる場面で商品やサービスを購入し、消費生活を送っています。

　毎年5月は、消費者庁が定める消費者月間です。この機会に、生活に潜むあらゆる消費者問題を考え、消費生活への理解を深めましょう。

ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～

　消費生活には、消費者、商品の販売やサービスを提供する事業者、消費者の利益を保護する行政など、さまざまな立場の人が関係しています。

　消費者は、多発しているインターネット上の詐欺、高齢者や若年層を狙った強引な契約など、社会的問題に注意が必要です。

　一方事業者は、消費者の目線に立って考えた消費者志向経営が求められます。

　さまざまな主体が、消費者の権利を尊重し、消費者が安全で安心なよりよい社会の実現を目指しています。

契約は生活の基本

■契約とは

　契約は、当事者間の合意で成立する、法的な拘束力を持つ約束をいいます。買い物をする、電車に乗る、アパートを借りるなども契約の一つです。わたしたちは、生活の中で無意識にさまざまな契約をしています。

■契約の注意点

　契約は、いったん契約すると、一方の都合で解消することはできません。消費者として、契約するときは次のことを確認しましょう。

・商品、サービス、契約金額・条件、契約条件、事業者の連絡先・担当者名などの契約内容を確認する

・事業者の勧誘時の説明、セールストークを信用できるか判断する

・通信販売の場合は解約ができるのか、返品条件を確かめる

・不安な点や不確かだと感じる点があれば、契約前に大崎市消費生活センターに相談する

■クーリング・オフ制度

　消費者を守る法律として、クーリング・オフ制度があります。不意打ち性のある電話勧誘や訪問販売などで契約した場合、一定の期間、無条件で解約できる制度です。

　最近では、インターネットなどを利用した通信販売の契約によるトラブルが急増しています。通信販売には、クーリング・オフ制度がありません。

消費生活の啓発事業

■消費生活講座・出前講座

　市では、消費者に身近なテーマで消費生活講座を開催しています。

　出前講座では、要望に応じて地域に出向き、実際に発生したトラブル事例をもとに、対応策を具体的に示しています。幅広い年齢層を対象に、身近な買い物や契約の話、オンラインゲームやSNS（インターネットを利用した交流サイト）の正しい利用方法など、さまざまな情報を提供しています。

　希望する場合は、消費生活センターに電話で申し込みしてください。

■消費生活センター

　万が一、消費者トラブルや製品事故の被害にあった場合は、一人で悩まず、消費生活センターへ連絡してください。

▼大崎市消費生活センター（市役所東庁舎1階）

**注意しましょう！**

例　スマートフォンで、健康増進のサプリメントが無料という広告をみて申し込み、商品を受け取った。翌月、注文していないのに、再び同じ商品が届き、8,000円の請求があった。事業者から、5回購入が条件の定期購入と言われ、その説明が小さく申し込み画面に表記されていた。

このようなインターネットを使った契約には、特に注意が必要です。

契約申し込みの表記をきちんと確認し、契約情報を保存することが大切です。

**消費生活講座の受講生を募集します**

■第1回講座「洗濯の仕方～あらためて基礎から学んでみよう～」

日時　6月21日　　13時30分～15時

場所　市役所東庁舎5階

定員　先着30人

申込　6月15日まで電話で申し込み

■第2回講座「有料老人ホーム　入る前に知っておきたい基礎知識」

日時　7月24日　　13時30分～15時

場所　大崎市図書館

定員　先着30人

申込　7月13日まで電話で申し込み

■第3回講座「終活を考える～今から考えてみませんか？私のラストステージ～」

日時　8月21日　　13時30分～15時

場所　大崎市図書館

定員　先着30人

申込　8月10日まで電話で申し込み

**農産加工や農家レストランを支援します**

**農林振興課農業経営係　23-7090**

　　市内でのアグリビジネス事業を創出するため、アグリビジネス創出整備支援事業を実施します。この事業では、市内の農業者が行う農産加工施設や農家レストラン、農産加工品直売所などの施設整備に対して補助金を交付しています。申し込み方法など、事前に詳しい要件をお問い合わせください。

　なお、国や県の補助事業を活用する場合は、当事業の補助金を受けることはできません。

■対象者

　次のいずれかの人や団体

・認定農業者

・認定新規就農者

・農業法人

・農林業者3戸以上で構成する団体組織

■補助対象経費

・製造や製品に関係する機械などを導入するための経費

・食品農産加工施設や農家レストラン、農産加工品直売所などの改修や整備に要する経費

※事務用備品、冷暖房設備の経費は補助の対象になりません。

■補助率

　補助対象経費の2分の1以内

■補助金上限額

　150万円まで（農家レストランなどの施設整備を含む場合は500万円まで）

■申込方法

　農林振興課、各総合支所地域振興課に備え付けの申請書類に必要事項を記入し、必要添付書類を添えて提出

■受付期間

　5月1日～6月29日

■受付場所

　農林振興課、各総合支所地域振興課農林担当

**木造住宅の耐震診断・改修工事の経費の一部を助成します**

**建築住宅課住宅計画係　23-8057**

　木造住宅の耐震に関する相談

　木造住宅の耐震に関する相談を随時受け付けしています。木造住宅のリフォームを考えている人は、気軽に相談してください。

■受付場所

　建築住宅課住宅計画係

木造住宅の耐震診断助成

　木造住宅の耐震診断の助成を行います。

　申し込み方法や詳しい要件などを事前にお問い合わせください。

■対象建築物

　昭和56年5月31日以前に建築した3階建て以下の戸建木造住宅

■負担金

　８３００円

※２００平方メートルを超える場合は、延べ床面積により負担金が増額します。

■受付戸数

　先着50戸

■受付期間

　5月1日～平成31年1月31日

■受付場所

▼建築住宅課住宅計画係

23-8057

▼各総合支所地域振興課建設担当

松山　55-2113

三本木　52-2112

鹿島台　56-5520

岩出山　72-1215

鳴子　82-2026

田尻　39-1115

■持ち物

　印鑑

木造住宅の耐震改修工事助成

　木造住宅の耐震改修工事や建て替えに対して助成を行います。

　申し込み方法や詳しい要件、手続きの際の必要書類などを事前にお問い合わせください。

■対象建築物

　市の助成を受けて実施した耐震診断により作成した改修計画に基づき、改修工事や建て替えを行う住宅

※増築や減築を伴う改修工事は補助対象外になる場合があります。

■補助金額

　改修費用の5分の4（限度額100万円）

■補助金額の上乗せ

　耐震改修工事に併せて行う、耐震改修工事以外の工事についても上乗せがあります。

　詳しい要件など、事前にお問い合わせください。

■受付戸数

　先着10戸程度

■受付期間

　5月1日～12月14日

■受付場所

▼建築住宅課住宅計画係

　23-8057

▼各総合支所地域振興課建設担当

松山　55-2113

三本木　52-2112

鹿島台　56-5520

岩出山　72-1215

鳴子　82-2026

田尻　39-1115